

## 八王子市内の中小企業を知っていますか

# 市内の中小企業に就職した若者に奨励金を交付！



八王子市では、平成27年4月1日以降に「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業に就職した、市内在住の若者に、奨励金（10万円）を交付する制度を創設しました。

就職活動中の皆さん、就職活動を控えている皆さん、ぜひ、これをきっかけに、八王子市内にどんな企業があるかを見て、就職の幅を広げてみませんか。

### 対象

下記の条件をすべて満たしている方

- ①高校・大学・短大・高専・専門学校等（※1）を卒業して3年以内
- ②「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業等（※2）に平成27年4月1日以降に正規社員（※3）として就職
- ③市内に住民登録がある
- ④この制度による奨励金の交付を受けていない

※1：学校教育法に規定する学校が対象です。よって専修・専門学校においては都道府県の認可を受けている学校が対象となります。

※2：中小企業法第2条に掲げる中小企業が対象です。また、社会福祉法人等の企業以外の法人の場合は、従業員300人以下の法人が対象です。

※3：正規社員とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇をいう）を受けている労働者をいいます。

### 申請方法

- ①**交付対象者の認定**⇒上記①～④の条件をすべて満たせば申請できます（申請期間は就職後1年以内）
  - ・奨励金交付対象者認定申請書（第1号様式）を記入の上、下記の書類を添付して提出してください。なお、申請の際に在職状況及び居住状況等を市が調査することに同意していただきます。

添付書類：卒業証明書又はその写し、住民票の写し、  
在職証明書（第2号様式）

- ②**1回目（7万円）の奨励金の申請**⇒就職後2か月を経過していれば申請できます
  - ・奨励金交付申請書（第6号様式）を記入の上、提出してください。市で審査・交付決定後、交付請求に基づき指定の口座（本人口座に限る）に振り込みます。

- ③**2回目（3万円）の奨励金の申請**⇒就職後に課税された市民税の納付後（就職した年の翌々年の6月1日以降（※4））に申請できます。

・奨励金交付申請書（第7号様式）を記入の上、在職証明書（第2号様式）を添付して提出してください。市で審査・交付決定後、交付請求に基づき指定の口座（本人口座に限る）に振り込みます。

※4：就職した年の翌年度に属する年度分の市民税の納付義務が発生しなかった場合は、就職した年の3年後の6月1日以降となります。

申請書等の様式は、市役所6階産業政策課の窓口で配布のほか、市のホームページや「はちおうじ就職ナビ」からダウンロードできます。

裏面につづく

## 注意事項

- 奨励金の交付対象者に認定された方には、市で行うアンケートなどの調査や、企業と学生との交流イベント、「はちおうじ就職ナビ」の記事掲載などの事業に協力していただきます。
- 交付対象者の認定を受けるための申請は就職後1年以内に行ってください。それ以降は無効となります。
- 奨励金の交付を受けることができるのは、各回の奨励金交付申請時に要件を満たしていることが必要です。
- 交付対象者として認定後、奨励金交付時に就職した会社を離職した時点で、交付対象者としての資格が喪失しますので、奨励金の交付を受けることができません。よって、離職後にはちおうじ就職ナビ掲載企業に転職した場合でも交付はできません。
- 交付対象者として認定後、市外へ一度でも転出した時点で、交付対象者としての資格が喪失しますので、奨励金の交付を受けることができません。
- 奨励金交付後、交付の要件を満たしていなかったこと等が後日判明した場合は、返還を求める場合があります。

## 八王子市の企業はどうやって知ることができますか？

八王子市にはどんな企業があるの？



「はちおうじ就職ナビ」(<http://www.kyujin.hachioji-tokyo.jp/>)  
をご覧ください。

約100社の企業情報を掲載しています。ほかに、市内の若手社員の入社したきっかけや会社での一日スケジュール、社長による就活生へのアドバイスも掲載しています。



←はちおうじ就職ナビQRコード

中小企業の現場をみてみたいけど・・・



28年度は、市内中小企業で職業体験を実施する予定ですので、ぜひ、ご自身で体感してください。(広報はちおうじやはちおうじ就職ナビなどで募集します)

また、はちおうじ就職ナビに掲載している企業で、「会社見学随時可能」と記載している企業については、ぜひ、積極的に連絡してみてください。

### 問い合わせ先

八王子市産業振興部産業政策課

所在地 八王子市元本郷町3-24-1

電話 042(620)7252 FAX 042(627)5951

メール [b091100@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b091100@city.hachioji.tokyo.jp)